

東亜大学 遠隔授業における著作物の 利用に関するガイドライン



著作権に留意した授業を

- 教育機関ではプリントを作成・配布したり，映像を投影したりする際の著作物の利用が特別に許可されています。ただし，教育目的であっても放送やインターネットでの利用には著作権者の許諾が求められていました。
- 著作権法第35条の改正により，インターネットでの利用に際しては補償金を支払えば承諾が不要になります（授業目的公衆送信補償金制度）。さらに，新型肺炎感染症拡大により，遠隔授業が推進されていることから，令和2年度に限り著作権法が緩和されます。
- 法令に準拠した遠隔授業を実施してください。

改正著作権法35条に挙げられる著作物の利用形態

授業において著作物は3つの方法で利用されている。

□複製

黒板やノートに書き写す，PC等の端末に入力する，スキャンする，録画・録音するなど，著作物の一部または全部を複製すること。

□公衆送信

放送やインターネット送信（ホームページ掲載やメール等）によって，特定または不特定の者に著作物を送信すること。

□公に伝達

公表されている著作物（たとえばTV番組，音楽）を公の場（たとえば授業教室）で伝達すること（視聴させる等）。

「授業目的公衆送信補償金制度」および 改正著作権法35条運用指針（令和2年度版）の概要

通常の
対面授業

	教室での対面授業			遠隔合同授業等		スタジオ型の遠隔授業 (同時双方向) (同時一方向)		オンデマンド型の 遠隔授業
配信側の教室等における生徒の有無				各教室にそれぞれ 教員(教科担任)がいる		配信側: 教員 受信側: 教員不在		配信側: 教員 受信側: 教員不在の場合あり
各教育機関での実施の可否	各教育機関で可能			各教育機関で可能	高校で可能 大学等で可能	高校で 平成27年度に解禁 大学等で可能	大学等で可能	大学等で可能
生徒等がいる(対面型)	生徒等がいる(対面型)			生徒等がない(スタジオ型)		生徒等がない(スタジオ型)		
著作権の利用形態	複製	公の伝達	公衆送信	複製	公衆送信	公衆送信	公衆送信	公衆送信
授業のタイミング	同時		同時(異時)	同時		同時(異時) 【異時: 予復習用のメール送信等】	異時	
法改正前の扱い	原則許諾不要 ・無償 (35条1項) 【昭和46年~】	原則 許諾必要 ・ライセンス料	原則 許諾必要 ・ライセンス料	原則許諾不要 ・無償 (35条2項) 【平成15年~】		原則許諾必要 ・ライセンス料		
改正後の著作権法上の扱い	原則許諾不要 ・無償 (35条1項) 教育現場の混乱 への配慮 (補償金は将来的 課題)	原則許諾 不要・無償 (35条1項)	原則 許諾不要 ・補償金 (35条2項)	原則許諾不要・無償 (35条3項) 【教育現場の混乱への配慮】 (補償金は将来的課題)		原則許諾不要 ・補償金 (35条2項)		

本学で想定
される
遠隔授業

著作権フリーになるわけではない！
通常授業でも遠隔授業でも著作権について守るべきことは同じ。

遠隔授業は全て「公衆送信」になり、改正前は承諾が必要だった

利用形態によって扱
いがさまざま

重要！

※ただし、権利者の利益を不当に害さない範囲に限る。

通常授業における著作物利用に対する法上の取り扱い
(教員が普段守っていること)

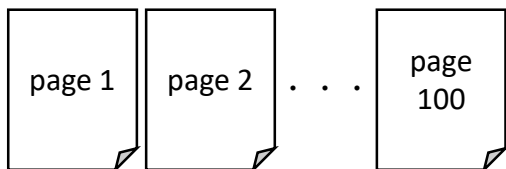
改正著作権法第35条では補償金を支払えば
権利者への承諾不要になった。
さらに令和2年度特例では補償金も不要！

「権利者の利益を不当に害さない」ために

- ❑ 著作物を含む資料の配布は受講学生に限ること。
(受講者数を越えた複製はダメ。不特定多数に配信するのもダメ。)
- ❑ 利用するのは著作物の小部分であること (「買わずに済む」はダメ)



教科書や問題集を大部分コピーやスキャンをして配布するのはダメ (大部分を授業で使う場合は購入する)



教科書や問題集の特定のページを繰り返し複製し、結果として利用量が小部分と言えなくなる場合もダメ。

- ❑ 教員ひとりひとりが小部分を複製し、それを組織的に集める (データベース化する) のはダメ。
- ❑ 写真や音楽などは、商品の売り上げに影響する品質で提供してはダメ。

改正著作権法第35条条文

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

関連する文書

- **著作物の教育利用に関する関係者フォーラム**

- 『「改正著作権法第35条運用指針（令和2（2020）年度版）」を公表』2020.4.16付

<https://forum.sartras.or.jp/info/004/>

以下の二つの文書は、上記の記事の最下部に配置されたリンクから取得可能

- 『「授業目的公衆送信補償金制度」の今後の運用について』2020.4.16付
- 『**改正著作権法第35条運用指針（令和2（2020）年度版）**』

今後の対応

- 4月28日の改正著作権法第35条施行後，令和2年度に限定された著作権法緩和の詳細を各自で確認してください。
- なお、授業運営における著作権に関わる判断は、原則その授業の担当者が行うこととします。